

「2010 年代の公教育と学校事務職員の展望」

はじめに

5 2009 年 8 月、民主党を中心とする連立政府（民主党連合政権）が成立した。地域主権に立つ公教育改革の扉が開いた。それが、歴史に残る高校授業料の無償化である。これを公教育の無償化全体へと繋げていく取り組みと、学校事務職員の将来展望とを重ね合わせて提起していきたい。

10 2010 年 4 月から始まる高校授業料の無償化は、ようやく公教育制度が国際的な標準へ近づいたことを示している。義務教育の無償化に止まる日本国憲法の理論的な水準を、公教育の無償化という世界的な水準へ踏み出していくことが重要である。

学校事務職員の存在意義を、この公教育の改革を、公教育の無償化という視点から強力に実現していくことに見いだして行きたい。

15 このことは自民党政権による近年の新自由主義的な教育政策のフレームの中にあつた「教員の多忙化解消のための学校事務」とその組織的な実現形態である「学校事務の共同実施・学校事務センター」という理論的な枠組みの限界を明かにすると共に(注1)、方向転換を迫るものである。

20 第 12 回学校事務集会は、2010 年代の総合的な教育行政の方向性と学校事務の将来を、一体的に捉え、新たな公教育改革の一翼を担う出発点としていきたい。そのためには自治労総体としても自治研地域教育政策作業委員会作成の「自治労の地域教育改革 16 の提言」(2009 年 8 月 25 日)に基づいた教育政策を方針化し、連合で共にする教育関係労働団体との共闘や研究者、市民との理論や運動の共有を図っていく必要がある。

1 . 2010 年代の公教育・教育行政の新たな枠組み

25 - 政策変更のロードマップと現段階 -

30 文部科学省の鈴木副大臣は次のように述べている。「民主党教育改革の第 1 段階は学費負担の軽減で、第 2 段階は『教育力向上』がテーマ。教員の質と数の充実、教材の見直しを図り、教員免許制度も改革する。 - 中略 - 第 3 段階はガバナンス(統治)の問題に取り組む。学校運営のあり方を変え、地域住民が参加する学校理事会制度をスタンダード化してく。教育委員会のあり方も見直す。ここまでに 4 年はかかるだろう。」(毎日新聞 2009/10/27)。この作業日程にそって第 1 段階が踏み出され、すでに第 2 段階の制度

設計と一部の先行的な実施が始まっている。

第 1 段階の学費負担の軽減の中心は、高校授業料無償化である。民主党のマニフェストにある、高校授業料の実質無償化は、政策実現の過程で教育行政への財源保障というより望ましい形態に進み、反面では税財源不足から税の優遇措置であった特定扶養控除の改悪や低所得世帯への給付制度見送りなど、克服すべき課題も生れた。さらに、時々
5
の財政事情に左右されない確固とした制度をつくるためには国際人権 A 規約第 13 条の留保解除と国内法の整備とが必要である。高校授業料の無償化については、文部科学省や関係議員に対し、自治労学校事務協議会として、現場の実務を担っている立場から働きかけと提言を行い、制度設計の改善に寄与してきた。

第 1 段階の学費負担の軽減と共に第 2 段階の課題である「教育力向上」への施策も動き出している。ア) 2009 年度補正予算による電子黒板等のばら撒き点検、イ) 2010 年度から全国学力テストの見直し(30%に縮減)、ウ) 2011 年度から教員の更新制の廃止(6
10
年制養成課程 = 開放型の養成から閉鎖的な師範学校型へ陥る危険性も孕んでいる)、エ) 概算要求の組み換え(例えば定数改善において主幹教諭分の要求削減)、オ) 行政刷新
15
会議による 2010 年度予算事業仕分けでの義務教育費国庫負担金の見直し。これらの課題は民主党が野党時代に繰り返し主張してきた課題を、政権を担う側に立って実現しつつあるものである。その過程では、財源不足から来る規制や、制度設計上で新たに発生した課題も含まれている。

2010 年には第 2 段階の総合的な検討が始まっている。地域主権戦略会議・地域主権
20
大綱・一括法案の枠組み内で教育分野も規制される。公教育は、地域主権に立った新たな枠組みの一つの分野である。国と地方の関係について敗戦後から続いてきた基本的な理念を変えるために、地方自治法を抜本的に改正し、地方政府基本法(仮称)に衣替えすることも検討されている。2011 年度から総務省の所管で実施予定の補助金・負担金の
25
一括交付金化への改革に対応した義務教育費国庫負担金の位置づけが焦点である。義務教育費国庫負担金は義務制の教職員制度の根幹に関わる課題であるため、しっかりとした議論を尽くして地方自治に立った教職員制度を作り直していく必要がある(注2)。

それと並行して、検討が進められている学校教育環境整備法案や教員数拡充法案への対応も急務である。民主党連立政権は、義務定数法を廃止し、第 8 次定数改善計画をせず、代わりに学校教育環境整備法を制定することも課題としている。そうした動きへの
30
早期の対応が重要である。また、教員数拡充法案は、人材確保法の評価も含めて学校事務職員の位置づけに関わる法案である。いずれも 2011 年の通常国会への上程を予定した検討が行われている。義務定数法の廃止は、そのまま高校定数法の取り扱いにも連動

する。

こうしたことから自治労学校事務協議会として、法案についての内部検討と取り組みとを緊急に始め、対案を示す必要がある。

5 第 3 段階のでは教育行政や学校の「統治」の課題にも及ぶ。第 2 段階の課題である「教育力向上」がそれだけの問題ではなく、どのような「教育力」であるのか、誰がそれを「統治」するのかという重要な課題と連動するものであることから、併せて検討することが必要である。インクルーシブ教育の実施など公教育の内容改善への呼応も同時に考慮したい。学校事務職員が学校を働き場とする限り、公教育の内容に深く切り込んでいくことなしには、公教育の無償化への取り組みも価値が生まれない。

10 民主党連立政権は、教育行政の課題として、以下の検討を行おうとしている。ア) 文部科学省を廃止し中央教育委員会へ切り換える。イ) 地方教育委員会を廃止し首長部局へ一元化する。ウ) 併せて教育監査委員会を設置する。エ) 学校については学校理事会設置を常態化し、特に学校理事会の権能は「資金調達の経営責任は持たないが、予算の執行など、その他の必要な諸権限については、現行の学校運営協議会をベースに議論を
15 重ね、それらを参考にしながら構築していく」(注3)と、鈴木副大臣は語っている。

学校は運営されるものから、経営されるものへ、さらに今度は「統治」されるものへと変わろうとしている。「統治」には統治される者と、統治する者がいる。統治されるのは子どもたちと教職員である。統治するのは地方自治体の首長と学校理事会である。「統治」という概念を受け入れるのかどうか。「統治」は一般的に統治される側を様々な手法を使って厳しく規制し支配するというイメージが伴う。喩えていえば、運営は
20 共同体であり、経営は経済であり、統治は政治である、そんなニュアンスであろうか。最早 4 年後には完成される第 3 段階に向け、教育行政・学校の地方自治に立った在り方の検討と情報発信を、学校職場を居場所とする学校事務職員が率先して行っていきたいものである。

25 民主党連立政権の公教育改革に、それを支え補強する立場から学校事務職員の課題を整理し、政策提言を行い、教育行政や学校に即した改善を進めていかなければならない。

世代間の貧困の連鎖を止めることが 2010 年代の課題である。そのためには公教育の無償化のみならず、地域福祉との複合化の展望を持ちたい。

30 「自治労 16 の提言」に即した自治労の教育分野での課題を整理し、民主党政権下の新たな動きに対応する政策立案、全国的な運動の組み立てが必要となっている。

「教員の多忙化解消のための学校事務」や「学校事務の共同実施・学校事務センター」によって引き起こされた学校事務分野の再編制(事務 IT 化 + 共同実施・センター = 人員

削減・外部委託化)からの方向転換が大切である。

併せて地方教育行政や学校現場の職階制の拡大と臨時非常勤職員の拡大を阻止する。そのためには、それぞれの職域の専門性を尊重した協業的な職場体制を構築していくことが大切である。以上の観点から、民主党連立政権の公教育改革を補強・改善していきたい。

5

2 . 高校授業料無償化と高校事務職員の課題

12月23日、高校授業料無償化について川端文科相と藤井財務相との閣僚折衝で次のような3項目について、以下のとおりの合意を得た(官庁速報2009/12/24)。

10

公立高校生のいる世帯に対しては授業料を不徴収とし、私立高校生のいる世帯に対しては、公立高校の授業料相当額(年額約12万円)を助成する(所得制限なし)。

私立高校生のいる所得の低い世帯に対する上乗せ助成額は、以下の通りとする。
年収250万未満 約12万円増。年収250~350万円未満 約6万円増。

15

公立高校に係る今回の措置に伴い追加的に必要となる費用は国が負担する。所要国費額は、約3933億円。

20

この合意の にある「不徴収」によって公立学校は対象世帯からの申請手続きが不要となった。私立高校は「就学支援金」の申請手続きが必要ある。さらに所得の低い世帯への上乗せ助成については のように2段階の査定となる。また、都道府県が現在行っている授業料減免事業への地方交付税310億円は、そのまま財政負担を求めている。

25

2010年度予算は12月25日に閣議決定がされた。川端文科相は「(申請手続きが必要な)実質無償化ではなく、(授業料の)不徴収というマニフェスト(政権公約)を超えたい制度。 - 中略 - 100点を超えている」と語っている。さらに、地方交付税算定基礎よりも上回る授業料を徴収している東京都と大阪府に対しては「不徴収にするように求めていきたい」とする見解が示された(官庁速報2009/12/28)。2010年1月14、15両日に開かれた「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」によると交付金は国庫負担金であり、法定受託事務として設定する方向で法案が準備されている。

30

また、高校授業料無償化とは別に低所得世帯(年収350万円以下)に入学金と教科書代を援助する予算は見送りとなった。しかし、2009年度補正予算を受けて都道府県が高校奨学金事業などのために設けた基金を活用して、独自の上積みを行うように、文部科学省は働きかける方針を示している。橋下大阪府知事は、府立高等専修学校の授業料も無償化するとともに、私学助成にあたっては役員報酬の高い学校法人への減額措置な

ど配分方法の見直しの意向を示している (内外教育 2010/1/5)。

民主党連立政権が進める高校の授業料無償化は、公教育の無償化に向けた大きな第一歩である。残念ながら、義務制しか授業料の無償化を述べていない学校教育法第 6 条を変えることはできていない。同条との関係では高校授業料無償化の法案では「同法の規定にかかわらず、授業料を徴収しないものとする」と定めるに止まった。次のステップ

自治労学校事務協議会はこれまでも公教育の無償化を文部科学省に要請してきた経緯から、いち早く高校の授業料無償化に向けた取り組みを行ってきた。

9 月 17 日に文部科学省教育制度改革室と第 1 回の折衝を持った。自治労学校事務協議会幹事会 (2009 年 9 月 27 日) は - 教育行政の地方主権・市民自治を目指す。公教育の無償化を求める。16 の提言を尊重する。義務教育費国庫負担制度は税財源の組替えの状況を見据えて対応する。高校授業料の無償化に向けて取り組みを強化する。学校徴収金 (給食費を含む) の項目を点検し、公費化を求めるとともに、当面、公会計化について検討する。義務制の就学援助制度拡充と高校への同旨の制度導入を進める。教育の地方主権に向け、学校協議会の役割について追及する。 - など 11 項目のまとめを行い、以下のように方針化した。

- 高校の授業料の無償化に向けて -

「2010 年度実施に向けた作業が始まっている高校授業料の《有料・補填》方式は、大きな前進であるが、事務経費や作業量は膨大である。そこで以下のような方針を持って改善案を提示したい。

- 1 . 授業料補填は保護者への現金給付ではなく、設置者への交付とすること。財源と執行の一元化を求める。これは、未納・滞納問題の解消や事務作業の簡素化の視点から必須のことである。
- 2 . 交付は事務処理の簡素化の観点から、5 月 1 日現在での在籍人数により行い、設置者に交付された後の事務処理については、設置者の裁量に委ねること。
- 3 . 授業料 (使用料) 以外の保護者の教材費等の負担金は、授業料の 2 倍にまで至っている。この負担軽減をあわせて検討すること。普段の授業に使う教材費や、休日勤務による補習授業費を集めている地方自治体もある。保護者の負担軽減へ向けた一層の施策が必要である。
- 4 . 交付方法は、補助金とせず、地方自治体の自主的な財政とすること。一括交

付金が 2011 年度実施予定とされている。それまでの措置は地方自治の観点から慎重に検討すること。

5 . 高校の授業料は将来、有料・補填方式から法律の制定による無償化とし、一般的な公教育の無償化への足がかりとすること。国際標準の批准と国内法の整備に波及させる道筋をつけることが重要である。」

この方針のもとに、10 月 14 日の省庁等への折衝では実務的な課題の一つである授業料(手数料)徴収とともに、学校徴収金が徴収システムに組み込まれている地方自治体が少なからずある実態を明らかにした。

12 月 7 日、自治労学校事務協議会は文部科学省、総務省、財務省との交渉により、所得制限は認められないことを強く要請した。その根拠として、「高校授業料の全額負担について」のメモ書きを提出し、所得制限が実施された場合には認定事務に多大な事務コストがかかることを明示した。さらに、留保されている国際人権 A 規約第 13 条の留保解除と国内法の整備を求めた。また、財務省関係では、峰崎財務副大臣にも働きかけをおこなった。

高校授業料の無償化への取り組みにより、学校徴収金の課題も明らかとなった。義務制でも学校徴収金が教員の多忙化の要因の一つとして注目されている状況も踏まえて、公教育の無償化を掲げた取り組みを進めることとなった(注4)。12 月 10 日、自治労学校事務協議会事務局(政策)が公表した「公教育の無償化に向けた取り組みを強化しよう《緊急提言》」は学校事務職員が学校になぜ必要な存在なのかを地域主権にたって明確にした。

都道府県教育委員会等への高校授業料の無償化に向けた実務的な課題は、1957 年以前の雑務金の名残である学校徴収金の廃止や自治法第 210 条による公会計処理の厳密な適用という新たな政策課題を生み出した。保護者等との広汎な運動を通じた連携を生み出し、その中で貧困の世代間連鎖への歯止めとしての給付型奨学金制度の創設など、地域に根ざした取り組みが始まっている。

高校では一部の地方自治体で事務センター・学校事務センターによる学校事務領域の再編合理化が進められている。その上で授業料の徴収事務がなくなることを理由に人員削減が可能であるという、無償化に係る財源を生み出すためのネガティブキャンペーン的な攻撃も予想される。公教育の無償化を一つの契機として学校事務の将来ビジョンを構築することによって、そうした悪しき攻撃を防ぎ、社会的な影響力を持った活動が可

能となる。加えて、2011 年度に予定されている義務制における標準定数法の廃止の動きは、高校の教職員標準定数法の廃止に連動する。このため、この急速な動きに対応し得る「定数配置の必然性と根拠」を明らかにする取り組みも急務である。

5 3 . 公教育の理念、公教育の無償化の必然性

学校事務職員を取り巻く情勢や任務についてさらに分析や展望を示す前に、前提となる公教育の理念や無償化についての共通認識を持つ必要がある。

日本国憲法や教育基本法では義務教育の無償化、あるいは義務教育段階の授業料不徴収が述べられている。しかし、この理論的な水準に拘ってはいは、民主党マニフェスト
10 にある公教育の無償化を理解することはできない。

すでに自治労学校事務協議会は 2009 年 9 月 26 日から 27 日にかけての合宿形式による幹事会において「公教育とは何か」について理論共有化を図り、無償化の意義についても明らかにしてきた。

15 教育インターナショナル (EI) が 2004 年に総会で採択した定義は「公教育はジェンダー・宗教・文化・社会階層に基づき差別がなく、無償 (free of charge) で、公的な財源保障があり、公的な当局 (public authorities) が民主的な手続きで定めた目標や原則に応じて運営・評価された万人に開かれたシステムである」(注 5)。

資本主義社会と共に生れた近代公教育は、教育分野における公権力の行使である。公
20 権力の行使には、無償で、公的な財源保障があるのが、通常の見え方である。

政治的な焦点は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権 A 規約第 13 条である。

第 13 条 2 は「この規約の締約国は、1 の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする
25 こと。(b) 種々の形態の中等教育 (技術的及び職業的中等教育を含む。) は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。 (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。 (d) 基礎教育は、初等教育
30 を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。(e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。」と書かれて

いる。これを自民党政府は批准を留保してきた。まず、留保解除が望まれる。民主党が掲げる教育改革には、国際標準である公教育に関する考え方に同意し、公教育の無償化にむけた国内法の整備を行なうことなしには、先に鈴木副大臣の言葉で引用した民主党教育改革も魂のない欧米流の古い改革のパッチワークにしか過ぎなくなってしまう。

5 第 2 段階では「教育力の向上」をテーマとしている。

この「教育力」を規定する主体は誰がどのようにするのかである。例えば文部科学省（民主党が想定している中央教育委員会）が定める教育のナショナルミニマム（学習指導要領）がその内容として考えられる。これを実行するのが地方自治体当局であり、学校理事会。そしてナショナルミニマムに到達しているのかを判断するのが教育監査委員会というのが想定される図式であろう。だが、これでは公教育は自治事務とは言えない。市民がシビルミニマムを設定し、地方自治体が教育条例を制定し、地方教育計画を策定することから「教育力」へのアプローチをしていくことが、地域主権に立った公教育の在り方ではないだろうか。

10

15 4 . 教職員定数・配置

「教育力の向上」は質と量とに区分されている。

質は教員に対する免許更新制の廃止や教員養成の 6 年制の問題である。教員養成 6 年制の課題としては財政負担以上に敗戦後の教員養成システムが開放型で行なわれてきたことの継承が重要である。臣民への教育を行なう師範として閉鎖的な師範学校で教員を養成してきた歴史の反省が、反故にされる危険性が高い。

20

また、学校事務職員の立場から見れば、教育力の質が教職員の質ではなく、教員のみが焦点となっていることが問題である。質についてこれ以上は触れることはしないが、質は「免許」ではなく経験的な専門性によって養われるとの立場を「自治労の地域教育改革 16 の提言」はとっている。

25

量に関しては教職員定数と配置の問題である。「すし詰め教室」の解消から始まった定数配置は、40 人学級で止まり、多様な授業スタイルへの加配措置へと変更されていた。時代の要請は、地域間格差や貧困の世代間連鎖の解消である。これに対応した量の考え方を地域主権から具体化していくことが求められている。きめの細かな学級運営のためにも上限 40 人学級という学級規模の縮小が優先である。教科ごとの効率的な教授方法のみに着目したこれまでの少人数学習などの定数改善計画は、根本的な見直しが求められている。鳩山首相の言葉を使えば「友愛」を学ぶ場が学校なのである。

30

(1) これまでの推移

教職員定数とその配置は、義務標準法によって根拠づけられてきた。国による地方自治体職員への定数基準があるのは、教職員と警察官だけであるという例外的な制度
5 である。学級編成と教職員の定数管理(標準)とは、機関委任事務として厳格に統制
されていた。問題は、2000年4月以降、機関委任事務廃止後の文部省(2001年以降
は文部科学省)による地方へのコントロール=新たな統制のあり方である。義務制を
焦点として以下の分析を行う。

1947年に学校教育法が制定され、それに伴って学校教育法施行規則第20条、第55
10 条で1学級の児童生徒数は50人と定められた。しかし、教職員設置についての法律
はあってもそれを具体化する法律がないため、配置の改善は進まなかった。「すし詰
め学級」の解消が長らく定数問題の焦点であった。1958年に「公立義務教育諸学校の
学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務標準法)が作られた。その後、順
次改善計画が策定・実施されてきたが、第7次定数改善計画の実施中に、政治的な要
15 請は地方分権を焦点化した。

1999年地方分権一括法が成立するような時代背景を受けて、文部省も1998年に中
教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」を受けとった。機関委任事務として
の厳格な統制が不可能になろうとしていた。教職員の過員に悩まされた道府県では、
30人学級が見送られた以上、加配措置に頼る以外に選択肢はない。新たな統制手法が
20 ここに生れたのである。そして現在、教員の加配人数は5万5千人に及んでいる。1998
年中教審答申の中には学校事務の共同実施も含まれていた。教職員のあり方に関する
調査研究協力者会議は2000年に「今後の学級編制及び教職員定数について」を報告し
た。2001年、これを受けて義務標準法の改正が行われ、第7次定数改善計画が始ま
った。

25 第7次定数改善計画は、地方自治体での教育行政の独自裁量が拡大される方向に対
応していた。学級規模は上限40人と固定したまま、裁量的加配を大幅に活用した改
善計画であった。それは第6次定数改善計画のチーム・ティーチングにみられる加
配の手法を全面化したのである。当時の文部省財務課の課長補佐は、意気込みを次の
ように語っていた。「今回、例えばいじめや不登校で加配している学校で、5年継続
30 して加配しても効果のないところはだめですということで、私どもの積算の基礎から
は外させていただいております。そういうことで、チーム・ティーチングについて
も実効が上がっていないケース - 中略 - などについては引揚げさせていただき、他の

県に加配するというように考えています。 - 中略 - 県の規模が大きかろうが小さかろうが関係なく、やる気次第で私どもから幾らでも分捕っていけるという形式をとりたい。(2000年6月16日 教育長協議会特別部会・第4部会事務担当者会議における、文部省財務課勝山浩司課長補佐の説明及び質疑応答の概要)

5 現在の学校事務職員の定数を大まかに述べると、義務標準法第9条にある3学級以下の学校の3/4、4学級以上のすべての学校、小学校27、中学校21学級以上の複数配置が学級数を基礎とした算定基準である。

これに加えて明文化されているのが就学援助の定数である。施行令第4条2項に対象児童生徒が100人以上で総数の25%以上の場合としている。

10 以上の明文化された基準とは別に、裁量的加配が第7次定数改善計画では活用された。中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」、そして、2000年に教職員のあり方に関する調査研究協力者会議が出した「今後の学級編制及び教職員定数について」の報告の中にある学校事務の共同実施への裁量的加配である。第6次定数改善計画の途中から研修加配の中に学校事務の共同実施への研究が入った。学校事務の共同
15 実施は、他の省庁からそれを理由とした人員削減攻撃を受ける危険性があった。文部科学省は、第7次定数改善計画の当初は多様なメニューのひとつとして学校事務の共同実施を出した。やがて、大きな柱である学校事務の共同実施へと裁量的加配は絞り込まれていった。「やる気次第で私どもから幾らでも分捕っていけるという形式をとりたい」との文部省財務課の説明のように学校事務の共同実施へのやる気を認められた
20 県が重点的に定数改善を「分捕って」いった。

都道府県の加配状況をみると総数で600人程度である。ただし、宮崎県は13.9%、鳥取県は11.9%、青森県は7.4%である。いずれも過疎地と小規模校を多く抱え、学校事務の共同実施に積極的な県であった。

25 文部科学省が学校事務の共同実施を進める意図はいくつかある。一つは、小規模教育委員会や教育事務所の業務の肩代わりである。これは現在では規模の大小を問わず、教育委員会事務局の業務の再編成にも係る問題となっている。二つに教員の多忙化対策である。三つに学校事務職員の定数配置の見直しである。具体的には3学級以下の配置と、大規模校での複数配置を削ることである。都道府県教育委員会の裁量によって振り替えることが可能であることが、文部省によって強調されていた(注6)。学校
30 事務職員への文部省の新たな統制への危惧として、「より強化された国家的な方向」と裁量的加配を批判した篠原清昭をはじめ、当初から多数の批判が出されていた(注7)。

学校事務職員の配置は、学校事務の共同実施・学校事務センター化によって、学校

に配置される地方自治体の職員ではなく、学校事務の共同実施を基盤とする地域全体の学校事務を分担処理する職員と変更されつつある。主要な業務も学校の教職員間で完結するものではなくなりつつある。しかも、地方教育委員会事務局の機能や組織の見通しも示されないまま、外局的な扱いに終始している。このため、政権が変わり、

5 民主党中心の連立政権下で新たな予算作成システムが変更され、事業仕分けで義務教育費国庫負担制度が対象となると、一気に内部的に隠されてきた本質的な問題が噴出した。

事業仕分けでは藤原和博仕分け人が個人的な狭い体験を一般化して、学校事務職員を無用人とする発言をした。見直し仕分けの内容としても学校事務の IT 化による人員削減を指摘された。その後の文部科学省と財務省との 2010 年度文教予算をめぐる折衝においても、学校事務職員の定数増が焦点のひとつとなった。財務省の主張は、事業仕分けでも指摘のあった IT 化による人員削減であり、これに文部科学省が学校事務職員はほとんどが単数配置の状況で IT 化の影響が一人分ではないので削減は不可能であると反論すると、学校事務の共同実施を行なっているのではないかと再反論され、返答に窮する状況にも陥った。

10

15

自治労学校事務協議会は、これまで「学校事務の共同実施は、合理化の手法以外の何者でもない」と分析してきたが、その危惧が現実のものとなった。

2009 年 12 月 25 日、2010 年度予算についての政府原案が閣議決定された。概算要求で 5500 人であった義務制の定数要求は、300 人の純増となる 4200 人を確保した。学校事務職員は教員の事務負担の軽減として 351 人の要求に対して 73 人が予算付けられた。

20

(2) 今後の課題と取り組みの方向性

民主党連立政権下では第 8 次定数改善計画が策定される可能性は低い。

25 文部科学省の鈴木寛副大臣は 2009 年 10 月 22 日の記者会見で第 8 次定数改善計画の策定を否定し、第 1 次の教育改善を行うとの発言をしている。これまで民主党は「学校教育の環境の整備の推進による教育の進行に関する法律案」(学校教育環境整備法)を国会に出してきた。その第 6 条には政府は学校教育環境整備指針を策定し、教職員の数や学級編制、学校の施設及び設備について目標年次を(5 年程)定めるとしている。

30

これは 10 月 29 日の会見でこの法案の趣旨に沿って、一括交付金の導入を前提に義務標準法を廃止する。義務教育、高校等一括交付金を検討する。学校教育環境

整備法を踏襲しながらロードマップをつくっていく。11月4日に地方分権改革に30項目程度のイエス・ノーの返答をする、との見解を述べている(注8)。

しかし、義務教育費国庫負担金の廃止については、鈴木副大臣の発言は後退し、2009年12月現在では総務省に判断を預ける形となっている。したがって義務教育費国庫負担金が存続される可能性はある。

2009年12月14日、地域主権連絡会議の初会合を開き、原口総務大臣から改革の工程表が提示された。政府は国庫補助負担金を使い道が基本的に自由な一括交付金の改める際の考え方を2010年夏にまとめる「地域主権戦略大綱」に盛り込み、2010年末の国会で「ひも付き補助金廃止法」を提出。2011年度から段階的に一括交付金化する。だが、社会保障や義務教育に関する国庫補助負担金は引き続き国が必要額を確保するとしているため、経常経費において実質的な改革対象は4700億円程度に止まる。

12月15日、政府は国が地方に義務付けしている事業の見直しを柱とする地方分権改革推進計画を閣議決定した。地方分権改革推進委員会の勧告に基づいての見直し作業である。次期通常国会に地域主権一括法案を提出する。見直しを求められていた公立学校の学級編制基準や教職員定数は今後の検討課題として分類されている。文部科学省は検討期間を2011年の通常国会までと考えている。

教職員定数や配置は、2011年度に向けて全く新たな状況のもとで取り組むことが求められている。民主党が野党時代に出してきた学校教育環境整備法の分析と対案が必要である(注9)。鈴木副大臣は記者会見で施設の改善と定数改善をパッケージにするこの議論を始める時期を聞かれて「それは来年度になってからです。」と答えている(2009/12/24)。

この法案は定数関係の法案を廃止して、教職員定数・配置を地方自治体の判断とする意図の下に検討されつつある。これは、教職員定数が国会という場で審議されなくなり、教育振興基本計画(政令)の一部として内閣の承認のもとに、定数・配置の算定が定まっていく仕組みに切り換えることが骨子である。地方自治体の固有の自治事務として公教育が把握されているのではなく、政府の教育振興基本計画を地域の実情に合わせて具体化する「責務」として把握されているのではないかとの危惧もある。地方分権自治の理由のもとに、各省庁が出す省令に実質縛られ、独自財源がないために中央政府に逆らえないという図式が、10年以上続いてきた。この苦い経験から独自財源の議論を抜きにした地域主権の論議に賛成をすることは難しい。

現在、定数措置は国の基準を基礎にして都道府県が独自に配置することが可能である。その配置に当たって、過員に悩む地方自治体は財源不足から自主財源による配置

が不可能なため、文部科学省が示す 5 万 5 千人の加配教職員が救済手段となっている。このような基本的な課題について国会の議論を経ずに、閣議（政令）による判断のみでよいのか、今後の見通しをもった慎重な検討を要する。現在、義務標準法に明記されてい

5 生れている。政令による判断、そして省令による関与が、地域主権を疎外しないような制度設計が望まれる。

2010 年 1 月 14 日、定例記者会見で鈴木副大臣は 40 人学級の見直しをする場を設けて 8 月末までに結論を出すとの発言を行った。

第 2 段階での、もう一つの検討課題は民主党が野党時代に提出してきた「教職員数

10 拡充法案」である。これは少人数学級編制など、きめ細かな教育を行えるように教員の人員確保を図るものである。行政改革法による教職員純減の規定や人材確保法の見直し規定を削除するものである。行政改革法そのものが地域主権に抵触するものであり、行政改革法の即時廃止、及び時限立法の延長や同趣旨の法案の上程をさせないことが大切である。また、人材確保法案の項目について述べれば、この法律を廃止する

15 か、法案を前提とするならば対象である「教育職員」の範囲を、事務職員や栄養職員、用務員、学校調理員等に拡充することが検討の方向とならねばならない。

これに連動して義務教育費国庫負担金を教育一括交付金に変更させて、これを機会に 1/3 国庫負担を国による全額支出に切り換える「焼け太り」戦術とも見まがう見解が研究者や地方教育委員会関係者から出され始めている。しかし、義務教育費国庫負担

20 制度の課題については、自治労学校事務協議会が地方自治に立って、課題を繰り返し指摘してきたところである。一括交付金全体の枠組みを見定め、公教育における地方の自主性を高める方向の論議を尽くす中で自主財源の拡充を図ることが重要なのであって、焼け太りを意図するのでは根本的な解決には至らない。また、義務教育費国庫負担制度が残り、標準定数法が廃止される可能性もある。

さらに、義務教育について地方自治体は都道府県と基礎自治体とでの二重行政となっている。この整理をどのようにするのも教職員定数や配置の判断と財源とを考える上で欠かせない要素である。鈴木副大臣は記者会見で、第 3 の教育自治体構想も打ち

25 ち上げている。(注 10) この発想は、2009 年 10 月 14 日に行なわれた政務三役と有識者との「懇談会」(第 2 回)でも門川京都市長の話を受けて、鈴木副大臣が述べている。

30 教職員の定数・配置について新たな状況への対応を検討してきた。義務制を分析してきたが、直面している状況は高校の教職員定数・配置でも同じである。

5. 第 3 段階 教育行政・学校の「統治」への課題と対応

衆議院選挙のある 4 年後までに取り組む課題として教育行政・学校の「統治」の形について鈴木寛副大臣はさまざまな発言を繰り返してきた。

5 「中学改造 学校には何ができて、何ができないか」(藤原和博編集 / 2002 年 / 小学館) では、鈴木寛参議院議員と対談した藤原和博は親しくスズカンと呼び、次のようにまとめている。「スズカンが話してくれた改革案をいったん整理すると、まず地方教育行政法を見直し、文科省官立学校体制を大幅に見直す。現場の学習支援コミュニティによって運営されるコミュニティ・スクールを、試行的に作る。その次の段階として、
10 いまの学校をすべてコミュニティ・スクールに変えていく。最終的には、学習者のそれぞれの状況に応じて、学校教育、家庭教育、社会学習、民間学習などをベストな環境になるようにカスタマイズし、その費用は、個人個人に配られるバウチャーやクーポンなどの学習券によって補填していくということになりますね。」、これにスズカンは「そのとおりです。」と応じている。

15 文部科学省が義務教育に関与していることへの反発を繰り返し述べていた当時の鈴木参議院議員は、過疎地や塾に行けない子ども以外は「20 世紀型学力増強のための時間を学校の授業時間から減らして、学校外で 20 世紀型学力の磨いてもらうか、学校の授業自体を民間教育機関にアウトソーシングして、学校外で塾に行かなくてすむようにしてあげたほうがいいですね。」と語っている。

20 当時の鈴木寛参議院議員が最終的に目指した理想の公教育は国家の規範を最小限とした個人の学習を自由に選べるバウチャー制度である。教育費は公共で持ち、公共の実現とは意識的な連動をしない個人の自己実現のための公設民営の教育制度である。民営では利益追求が第一義である。「統治」される子どもと教職員は、利益を得るための目的となってしまうまいだろうか。

25 鈴木副大臣が 2002 年当時に指摘したように日本国中の公教育機関が文科省立学校体制であるとの色彩はいまも強い。民主党は地域主権を掲げ、これまで教育行政に関する法案を上程してきた。ネクスト文科副大臣として鈴木寛は法案を提出してきた。その中には教育行政や学校の「統治」に関する内容も含まれている。教育行政の課題としては何が掲げられているか再び整理してみよう。

30 それは、 - 文部科学省を廃止し中央教育委員会へ切り換える。また地方教育委員会廃止し首長部局へ一元化する。併せて教育監査委員会を設置する。学校については直接に統治する役割を担う学校理事会設置を常態化し、その権能は実務責任者である校長を

しのぐものである。 - などが骨子であった。

文部科学省を廃止した場合、中央レベルでの教育政策と実施はどのようなフレームで行なうこととなるのか。「鈴木副大臣に聞く」(注3)において市川昭午は切り込んでいる。「国に中央教育審議会を置くとしても、閣議に文教政策を語るとともに文教予算を確保
5 するためには担当する閣僚が必要になると考えられますが、具体的にどのような組織をイメージしているのでしょうか。」これに対して鈴木副大臣は「中央教育委員会を設置するには省庁再編を行わなければなりません、そのタイムスケジュールはまだ何も明らかになっていません。」とそっけなく答えている。

市川昭午は対談の最後には突然に学校のマネジメントを「中心的に担うのは、校長
10 先生をはじめとした学校のリーダー、ミドルリーダーです。」として、副大臣からの彼らへのメッセージを求めている。しかしながら、日本のような主幹教諭等のミドルリーダーが活用されている事例は欧米では少ないのではないだろうか。中間管理職の増大は、日本における新自由主義的な人事政策の一つのであるが、新自由主義的な教育政策を強
15 行実施するための必要以上の制度設計であった。したがってミドルリーダーへの希望・定着は少ない。市川昭午がこのような設問を最後に持ってきた意図は分からない。学校運営を担っているのは子どもたちとじかに接している教職員である。

2011 年度の第 2 段階での対応が第 3 段階での地域主権の学校「統治」を規定する。公教育への教職員の主体的な参加は、子どもたちが市民社会でともに生きること、助け合
20 って生きていくことを、学ぶ場を作り出し維持管理していくことではないか。貧困の増大、格差の拡大を克服するため助け合って生きていくことの学びを、学校現場に働く私たちはどのように作っていったらよいのか。悩みつつ歩むのが学校現場に拘る教職員の
本懐であろう。

この 10 数年、公教育は新自由主義的な教育政策によって、子どもたちに人生で大切なことは「ライバルを蹴落とすことだ」「競争して差をつけることだ」と教えてきた。
25 そのためには地域の子どものまとまりを崩して、学区の自由化を進めた。授業効率を高めるため到達度別の学級編成や特別支援学級の「充実」という形での別学体制を作り、全国学力テストによって競争をあおってきた。より効率的に子どもたちを分断して「それぞれの人生」 - 勝者には勝者の、敗者には敗者の - 、を納得させることが公教育への露骨な政策要望だった。このような日本の教育政策(日本だけではないが)の
30 一翼を教員とともに期待されたのが学校事務の共同実施・学校事務センター化を推進する学校事務職員だった。(注11)この回路を切り換えるときに来ている。

6 . 私たちの取り組みの課題

公教育は公権力の行使である。したがってどの階層、階級が公権力を握っているかによって公教育の内容、制度も相違してくる。民主党を中心とする連合政権は、自民党を中心とするこれまでの政権とは、支持する勢力が相違している。ただし、単一の階層、階級ではなく、いくつかの勢力の連合体であり、政策も単一の内容、単一の制度設計ではない。地域における階層の分化、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを、公教育の主要な目的とすることは、明らかにどの勢力と結びついた取り組みをするのかを示している。公教育の内容については、地域にあって助け合って生きていくことを学ぶことである。社会的弱者を増大させ、排除する新自由主義からの転換を進めることである。

これまで新たな状況を概括してきた。地方自治に立った学校・学校事務の在り方にこだわり、時代状況の要請に対応する〈反貧困 公教育の無償化〉を焦点化する。以下のように取り組みについて 8 本の柱を立てる。

15 (1) 公教育の無償化への対応

義務教育の無償化だけではなく、高校の授業料の無償化をバネにした公教育の無償化を学校事務職員の運動の基軸に据える。そのための公費の充実を図るには、公教育の内容に連動した校舎、校庭、教材費の在り方も重要な要素である。学校現場からの実態を積み上げた予算編成を運動として広げていく。学校徴収金の廃止を推進する。当面、公会計制度への切り替えを広げていく。学校徴収金の補完制度である就学援助制度を発展的に解消して、学校と福祉の複合化・拡張された学校への展望を拓いていく。

25 (2) 一括交付金への対応

義務教育費国庫負担制度の俎上に載っている。「現在 1/3 となっている国庫負担を全額にするためには教育一括交付金も賛成である」という議論はあまりに安直である。いわゆる一つの袋で来る教育一括交付金への対応が大きな課題である。焼け太り戦術ではなく、地域主権を実現するために自主財源をどのように確保するのかという戦略的な視点が必要である。

30 都道府県と基礎自治体という二重教育行政で行われている現実をどのように整理するのか展望していくことが課題である。金沢市教育委員会は 2010 年度中に中核市での人事権が移行する場合の検討結果をまとめる。また、大阪市は義務制の教職員の

人事権の市町村教委への移譲を検討することを明らかにした。義務教育費国庫負担金が存続する可能性も考慮しながら、安定的な地方財政運営を維持するために総額を確保すること、そのことを前提とした教育一括交付金に積極的な対応を行う。

5 (3) 学校教育環境整備法への対応

野党時代に、民主党は学校教育環境整備法案を出してきた。その第6条には政府は学校教育環境整備指針を策定し、教職員の数や学級編制、学校の施設及び設備について目標年次を(5年程)定めるとしている。第2段階での検討であるので、2010年2月から検討に向けたヒヤリングが始まる。早い段階で標準定数法や学校教育環境整備
10 法への対応策を定め、学校事務職員の役割を明かにする取り組みを行なう。

(4) 標準定数法のない定数改善計画への対応((3)との関連)

標準定数法は高校教職員についても配置を全国的に定めて法的規制をかけている。これがなくなった場合には、授業料収納業務の軽減や行政事務の事務センターへの集中化などの理由によって人員削減や学校事務センターによる集中業務化が進むと考
15 えられる。定数法の枠組みでの変更の可能性や定数法に替わる算定基準を作成する場合の職務内容や業務量の根拠を明らかにする取り組みを行なう。学校事務職員が削減されることで公教育の行政サービスが低下することは明らかである。県立学校事務職員の意見を集約し、自治労への組織化を進める。さらに総務事務センターや学校事務
20 センターによる事務集中による合理化への反対の取り組みを強化する。

義務制学校事務の共同実施(2009年6月現在全県実施12県。加配比率上位3県。宮崎県13.9%、鳥取県11.9%、青森県7.4%。全体で604/34328人)は第7次定数改善計画以降の定数改善の手法であった。だが、「学校事務の組織的な実施」にともなう賃金改善は進まず、2009年4月実施の「事務長」制も名ばかりのものでしかなかった。
25 しかも、それは「集めて、つぶす」という合理化手法に乗ることであり、標準定数法が見直し・廃止される方向の中で、人員削減の理由付けとなっている。焦点は、<加配措置なし+3学級以下の未配置化+大規模校の単数配置化>である。これによって道府県によってはさらに過員が生じ、生首が飛ばされる状況が生れることも想定される。民主党連合政権が進める上限40人学級の見直しは正しい。が、それを口実とする学
30 校事務職員の人員削減があってはならない。

2010年度予算についての事業仕分けでも加配部分は交付税措置にしるとの意見が出ている。教員の多忙化解消要員という位置づけで、存在感を得たと感じてきた学校

事務職員も多いが、将来にわたる独自の必要性がみえない。学校に必須な業務内容を示すことが必要である。教育界という狭い範囲ではなく、地域でともに生きる人々に地方公務員として役立つには公教育の無償化という旗印を鮮明にした位置づけが必要である。

5 高校においては学校経営支援センター(学校事務センター)を率先して実施した東京都は、義務制については学校事務の独自採用から行政一本による任用を変更してきた経緯の中で、現在は全都の行政職員の再任用先として義務制の学校事務職場を位置づけると共に、他方では「スクールセクレタリー」を配置する新たな政策を実施しようとしている。「東京都教委は2010年度から、公立小・中学校計20校で、副校長(教頭に相当)の業務を軽減するため、新たな人材の配置を検討している。欧米の小・中学校で来校対応など『雑務』を担う『スクールセクレタリー』に相当する人材を想定し、副校長が学校運営や教員の指導、育成といった本来の業務に集中できる環境を整える方針。全国初めての取り組みで、10年度予算要求に1億1900万円を計上した。」
10 (内外教育2010/1/5)

15 教育行政においてパート労働者による秘書的業務が必要なのかという問題も含めて分析と対応が必要である。

学校事務職員の存在意義を新たに構築して、定数措置を求めることが課題である。公教育の無償化の推進や貧困の世代間連鎖を断ち切る政策実現に意義を見いだすべきである。

20 義務制で言えば、学校事務の共同実施加配措置を取りやめ、以下のような政策転換が必要と考える。ア)義務標準法の算定基礎に特別支援学級を入れること。イ)就学援助加配について、趣旨の徹底を図るとともに、就学援助加配の算定基礎の改善を行う。例えば100名を50名に、または25%のいずれかにすること。ウ)小規模校への全校配置を進めること。エ)大規模校への複数加配を改善すること。

25

(5) 首長部局の一部局となった教育行政と教育監査委員会への対応(地教行法改正)

第3段階の教育改革に対応した新たな学校事務職員制度の創設も検討課題である。教育委員会制度を前提とした中二階としての学校事務の共同実施の意義はなくなった。基本は学校に存在し、公教育の無償化を推進する経験的専門性を有する職種としての発展を展望することである。地方教育計画の策定という視点からも一般行政事務との人事交流は高校のみならず義務制でも必要である。

30

ただし、教育委員会の解体も検討されている中で、地域の教育行政全体を視野に入

れた制度上の構想を示す必要がある。

(6) 学校理事会設置の事務局機能への対応

学校事務職員の存在意義を学校固有の職域として設定する。学校理事会事務局は地域のさまざまな階層、階級がそれぞれの利害を担って公教育の実践をめぐる協議する場である(注12)。学校理事会が学校運営権を持つことを想定し、課題を整理、また学校事務職員の役割について協議を重ね、方向性を出し、対外的に働きかける。

(7) インクルーシブ教育や公教育と地域福祉の複合化へのアプローチ

インクルーシブ教育(障がい児のみではなく、日本国籍をもたないマイノリティーの子どもたち、差別され社会的排除に直面している子どもたちなども共に学ぶことを原則とする)への対応やイギリスで始められている拡張された学校への取り組みを参照しつつ、新しい学校を模索し、学校事務領域の拡充を図る。社会的排除を克服するための公教育の財政・制度の設計が必要である。

(8) 学校・地方自治体職員の職階制・臨時非常勤化への対応

ピラミッド型の教職員組織の有効性は証明されていない。中間管理職の拡充という日本型の新自由主義の教育行政政策は、組織運営として効果的ではない。官製ワーキングプアが増大していることの対応には、経験的専門性を相互に尊重して、教育活動を高めるネットワーク型の教職員組織への転換が重要である。2008年及び2009年の第10、11回学校事務集会で提案した趣旨にそった取り組みを継続していく。

7. 取り組みを実現する運動

(1) 政策実現要求のルート

政権交代によって手探りの状態であったが、積極的な中央での取り組みによって新たな活路を作り出しつつある。具体的には以下の2つのルートを設定してさらに取り組みを強化する。

連合(自治労) - 政府(文科省：政務三役 + 事務方 + 審議会)

連合(自治労) - 国会(議員：議連・政策研究会 + 議員立法 + 請願)

(2) 中央交渉、ロビー活動の活発化

労働組合のみならず社会的団体と連携を強化する。政策提言をするなかで学校事務職員の労働条件の改善を目指す。自治労学校事務協議会の活動のみならず、自治労組合員も参加している公教育計画学会等の研究団体との友好関係を作り、公教育全体の中での学校事務職員の将来ビジョンを運動によって作り出していく。

5

(3) 連合参加の公務員労働団体、特に教職員組合との連携強化

自治労としても公教育への方針を明らかにし、公教育の無償化、一括交付金、定数の問題、地方教育行政など従来の枠組みとは相違する課題の設定が必要であり、友好団体との広汎な共闘・連携が求められる。

10

(4) 官僚(文部科学省)依存体質からの脱却

民主党を中心とする連合政権は官僚依存からの脱却を進めている。これまで学校現場においても文部科学省の意向を第一義にとらえ、地方自治体の自治事務である公教育の在り方について自主的に判断することがないがしろにされてきた。もちろん文部科学省の意向を尊重しなければならないような制度設計が続いていたからでもある。学校事務職員の制度設計でも、学校事務の共同実施をはじめ、義務教育費国庫負担制度に関しても文部科学省の官僚による判断を過度に尊重してきた。

15

官僚依存体質からの脱却が、キーワードの一つである。

20

(5) 地域教育行政労働者や市民団体との交流・連帯

第3段階では教育行政や学校の統治について根本的な改革が民主党主導の文部科学省によって検討されようとしている。教育委員会事務局職員、社会教育関係者、学校用務員や学校給食調理員等の経験的専門性をもって公教育を担っている労働者との共同の取り組みが急務である。単に学校事務職員だけの課題ではない。自治労全体として公教育への方針を明らかにすることが求められている。公務労働ワーキングプアへの阻止という労働条件の改善を、第3段階の統治の課題としても設定していく必要がある。

25

(6) 研究活動の活性化(協議会内シンクタンクの設立・MLの活用)

「16の提言」を活用した学習会の取り組みの設定。メーリングリスト(ML)を利用した研究交流の充実。高校授業料無償化の取り組みの実績の上に、公教育の無償化、教育一括交付金や教職員定数などの課題の整理と方針化のためにも研究活動は充実

30

していかなければならない。

(7) 組織拡大と情宣・宣伝活動の活性化

5 地域主権に立った公教育・地方教育行政を進めるには、学校事務職員の労働組合への組織化は大きな要素である。自治労県職共闘への働きかけ等が自治労学校事務労働運動の拡充活性化のためにも必要である。シビルミニマムの形成、教育条例の制定運動、教育計画の策定などの枠組みがあって、地域格差、世帯間の経済格差、それによる貧困の世代間連鎖への取り組みが可能となる。公教育の無償化に向けた学校事務職員の任務も、自治労に結集する学校事務職員のみによって進めることはできない。組織内での学習・実践活動とともに趣旨の情宣、情報活動の活性化が、特に 2011 年の通常国会に向けて重要である。

終わりに

15 2010 年、第 12 回自治労学校事務集会は、2010 年 4 月から始まる高校授業料無償化への取り組みによる活動の成果を受けて、民主党連合政権下の文教行政において自治労学校事務協議会としての意見を打ち出すことを目的とした集会である。

また貧困の世代間連鎖が続いている現実を断ち切る地方自治体職員の任務を明らかにして、実践を通じて学校事務労働運動の主体勢力となることを確認することである。

20 そして、公教育の無償化、教育一括交付金、学校教育環境整備法、教育行政合理化など新たな動きに的確に対応して、自治労としての教育政策を方針化し、学校事務職員の生活と権利を守りつつ、地方公教育の市民自治に立った展開を担っていく具体的な方向性を共有することである。

25 2010 年代の公教育と学校事務職員の存在意義はこれまでとは違う。強い決意のもとに、新たな時代の新たな学校事務労働運動を築いて行きたい。

自治労学校事務協議会事務局(政策担当 中村文夫)

集会スローガン

30

< 義務教育の無償化から公教育の無償化へ >
< 地方教育自治を支える学校事務労働運動の展開を >

- (注1) 第9回学校事務集会基調「学校事務の共同実施・事務センターの中二階論」(印象派 25)、第10回学校事務集会基調(印象派 27)、第11回学校事務集会基調(印象派 29)いずれも学校事務協議会のホームページ(以下、HP)の収納されている。
<http://www.gakuro.com/gakuji2.html>
- 5 (注2) 「自治労の地域教育改革 16の提言」(自治労)、「教育改革と地方自治」(日本教育政策学会年報2006)、自治労HPに掲載
<http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/sagyouinnkai/32-16teigen/kaikaku16teigen.pdf>
- (注3) 「鈴木寛文部科学副大臣に聞く」(教職研修2010年1月)
- (注4) 「公教育の無償化への取り組みを強化しよう」(2009年12月10日)
 10 http://www.gakuro.com/pdf/20091210musyou_kyouka.pdf
- (注5) 「ある公教育論争：公教育計画学会発足によせて」会長・嶺井正也(専修大学) 公教育計画学会HP <http://koukyouiku.la.coocan.jp/1koramu091002.html>
- (注6) 学校事務職員熊本大会講演1998年10月29日「これからの学校事務職員制度とくに定数問題を中心に」(学校事務誌学校事務誌1999年8月号)
- 15 (注7) 「地方分権時代の学校事務職員の定数問題」中村文夫(自治労学校事務協議会事務局)(学校事務誌1999年8月号 特集「定数問題」について、新しい提言 学事出版)
- (注8) 文部科学省HP
http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1286296.htm
http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1286462.htm
- 20 (注9) 学校教育環境整備法
<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhouichiran/sanhoudata/166/166-009.pdf#search=1>
- (注10) 公教育を行う地方公共団体のイメージについて鈴木副大臣会見録(2009/10/22)では「適正教育行政単位」という発想を示している。それは義務制の学校では「大体30万人から50万人、人口規模でいうと」。したがって「都道府県に何か国から権限を移すのは、我々の論旨からすると不十分」と述べている。またこうも述べている。「教育というのは、教員の質と数が極めて重要な要素です。今現在は都道府県教育委員会が教員の質、つまり採用、研修、人事、異動、こうした人事権を持っています。当然給与もですがね、県費負担ですから持っていますね。それから数の話も県費単独で教員を増やす権限もあるわけですね。」
- 30 次のような見解もある。「文部科学省が定数管理や指導行政等を適切に行うことができる全国的な基礎的教育行政単位の数は、現在の文科省の人的・物的な行政資源を前提にすると、100前後であるという指摘もある。その基礎的教育行政単位の数は、政令市や中核市を含めると、現在256ある教育事務所の数を1/5程度までに再編することで可能となるが、それは決して不可能な改革構想という訳でもない。そうしたしくみを総合行政の実施主体としての基礎自治体で完結して行うというのではなく、教職員の人事・給与負担等に関する広域的教育行政システムをつくることを想定すれば、もっと現実性のある方策であると考える。」(「市町村の教育改革が学校を変える」p124、125小川正人2006岩波書店)
- 35 (注11) 「学校周縁労働試論」(中村文夫 「とうきょうの自治 74」所収)
- (注12) 「国家権力が実体的に関与する公教育も、市民社会により近い自治体レベルにその権限が

移りつつあり、自治体や地域において『教育の公共性』をめぐる葛藤や対立、そして調整が行われるようになっている。公立学校レベルでは、今後、『学校評議会』や『学校運営協議会』などを通じて、この葛藤と調整が続くことになる。(嶺井正也2006)